

を「金額とし、」と、「」に改める。

附則第十二条の三第一項中「以下この条において同じ。」について「第三項、第四項及び第六項において同じ。」について「」に改め、同条第四項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第五項中「第六項」を「第三項」に、「金額。」と、「」を「金額とし、」と、「」に改め、同条第六項中「附則第十八条の六第十三項」を「附則第十八条の六第十四項」に、「附則第十八条の六第十四項」を「附則第十八条の六第十五項」に改め、同条第七項中「附則第十八条の六第十六項」を「附則第十八条の六第十七項」に改める。

附則第十二条の四第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第三号中「第三十六条の二、」を「第三十六条から」に、「及び附則第四条第一項」を「まで、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「これらの規定」を「第三十六条から第三十六条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削る。

附則第十二条の七第二項中「第三十五条、第三十五条の二及び前条」を「前三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第十二条の八 平成十九年度及び平成二十年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る条例第四十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

附則第十三条の二を次のように改める。

第十三条の二 削除

附則第二十五条を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条の四及び附則第六条の改正規定並びに附則第十二条の二第二項の改正規定(「除く。」の下に「その他令附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額」を加える部分に限る。)並びに附則第三項の規定 平成十九年一月一日

二 第三十四条の改正規定 平成二十年一月一日

三 第三十六条の三の改正規定(「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。)及び附則第十三条の二の改正規定並びに附則第四項の規定

平成二十年四月一日

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県税条例(以下「新条例」という。)第三十五条第一項及び第三十六条並びに附則第五条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二第一項、第十二条の二の三並びに第十二条の四第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、附則第五項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第四十一条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び附則第六項において同じ。)に關する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新条例第三十四条及び第三十六条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例第四十一条の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税(同年度以後において賦課決定をされたものに限る。)に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

6 平成十九年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る新条例第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)が、新条例第三十六条第一号(一)又は第二号(一)に掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第九条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第十二条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第十二条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新条例附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が、新条例第三十六条第一号(一)又は第二号(一)に掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額(地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号。附則第八項において「改正法」という。)附則第十二条第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))を、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第三十六条の三の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

一 当該納税義務者の平成十九年度分の新条例第三十五条の規定による所得割の額から新条例第三十六条の規定による控除額を控除した金額

- 二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の県民税に係る新条例第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につきこの条例による改正前の秋田県条例第三十五条第一項の規定を適用して計算した所得割の額
- 7 新条例附則第十二条の七第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額」と、「新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第三十六条の三の規定を除く。)」を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「新条例附則第十二条の七第二項の規定による所得割の額」とする。
- 8 改正法附則第六条第五項又は第六項の規定によって市町村長が還付し、又は充当した金額は、新条例第四十一条第一項第二号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。
- (事業税に関する経過措置)
- 9 新条例第五十一条第一項第一号(三)、第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号(三)及び(四)、第二号並びに第三号の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- (工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正)
- 10 工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。
- 附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。
- (半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)
- 11 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。
- 附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。
- (過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)
- 12 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
- 附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項から附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県条例第六十号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十一号

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護老人保健施設開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例

第一条中「介護老人保健施設の開設の許可を受けよう」とを「介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願を」に改める。

第二条中第四号を第十四号とし、第一号から第三号までを十号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第十号までとして次の十号を加える。

一 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち法第六十九条の十一第一項の試験問題作成事務

一件につき 千円

二 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務

一件につき 七千円

三 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修の受講の申込み

一件につき 一万五千元

四 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員の登録の申請

一件につき 二千五百円

五 法第六十九条の三の規定による介護支援専門員の登録の移転の申請

一件につき 千三百円

秋田県知事 寺 田 典 城

六 法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請

一件につき 千七百円

七 法第六十九条の七第五項の規定による介護支援専門員証の交付の申請

一件につき 千七百円

八 法第六十九条の八第一項の規定による介護支援専門員証の有効期間の更新の申請

一件につき 千六百元

九 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百十三条の二十三第一項の規定による介護支援専門員証の書換え交付の申請

一件につき 千六百元

十 介護保険法施行規則第百十三条の二十五第一項の規定による介護支援専門員証の再交付の申請

一件につき 千六百元

第三条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「により」及び「当該」の下に「登録試験問題作成機関、指定試験実施機関、指定研修実施機関、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前条第四号」を「前条第十四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、「前条第三号」を「前条第十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第六十九条の十一第一項の規定により知事が同項の試験問題作成事務を行わせることとした者(以下この条において「登録試験問題作成機関」という。)が行う当該試験問題作成事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願をする者は、前条第一号の手数料を法第六十九条の二十七第一項の規定により知事が同項の試験事務を行わせることとした者(以下この条において「指定試験実施機関」という。)を経て登録試験問題作成機関に納めなければならない。

2 指定試験実施機関が行う介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願をする者は、前条第二号の手数料を指定試験実施機関に納めなければならない。

3 法第六十九条の三十三第一項の規定により知事が同項の研修事務を行わせることとした者(以下この条において「指定研修実施機関」という。)が行う介護支援専門員実務研修の受講の申込みをする者は、前条第三号の手数料を指定研修実施機関に納めなければならない。

第四条中「第二条第三号及び第四号」を「第二条第一号及び第二号」に、「あつては、」を「あつては介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願があつたとき、同条第三号の手数料にあつては申込みがあつたとき、同条第十三号及び第十四号の手数料にあつては」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城